

いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借入札に係る質問・回答

NO.	質問内容	回答
1	仕様書7(2)②に『原因不明の不具合等についても無償で交換または修繕を行う』こととございます。 不具合の原因が器具ではなく、配線など建物側にある場合には、無償での対応は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書7(2)③により、動産保険の加入が必要となりますが、一般的な免責事項などにより当該照明器具が保険の適用範囲外となる場合でも、無償交換（もしくは修繕）の対象となるのでしょうか。	当該事象が生じた場合は、発注者と受注者で都度協議することとします。
3	仕様書別紙1(6)には、『既存照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること』となっております。 仮に、照明に不具合があり、その原因が既存照明器具であった場合、維持管理の範囲として、器具全体を交換する必要があるのでしょうか。	照明器具の不具合の原因が既存照明器具であった場合、器具全体の交換は不要です（維持管理の範囲外）。
4	LED照明器具仕様及び数量一覧の2.LED照明器具仕様一覧において、仕様一覧にある仕様と既存照明の仕様が異なった場合の対処方法はどのようになるのでしょうか。	当該事象が生じた場合は、発注者と受注者で協議することとします。